

社会福祉法人前橋あそか会役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、役員等の報酬に関する取扱いについて定める。

(役員等の範囲)

第2条 役員等とは、定款に定める理事、評議員、監事のほか法人業務を取り扱うものを言う。

(報酬の種類)

第3条 報酬の種類は、下記のとおりとする。

(1) 役員報酬 (2) 交通費及び旅費

第4条 役員報酬は、理事会、評議員会、監査等の業務執行の対価として、下記のとおり支給する。ただし、内部役員の場合には支給しない。

8時間以内 1回につき 8,000円

8時間以上 // 10,000円

但し、月額80,000円を上限とする。

(交通費及び旅費)

第5条 交通費及び旅費は、下記のとおり支給する。

	理事会・評議員会等 交通費	研修等出張旅費
理事長	支給なし	旅費規定に別途定める
評議員・理事・監事等の外部役員	1日につき 1,000円	同上
内部役員	支給なし	本部からは支給なし

(報酬の支払日)

第6条 報酬は、理事会、評議員会、監査日、また役員等が法人及び施設の指導検査への立会及び運営状況の指導または監査の業務にあたった場合の各開催日に支払う。

(支払方法)

第7条 報酬は通貨で、直接役員に支払う。

2 前項にかかわらず、次に掲げるものは支払うとき控除する。

(1) 法令に定められたもの

(2) 役員等の同意を得て控除することを定めたもの。

(端数切捨て)

第8条 報酬の支払い計算上、円位未満の端数を生じた場合は、これを切り捨てる。

(附 則)

この規程は、平成 8 年 12 月 1 日より実施する。

2 平成 10 年 5 月 29 日に一部を改訂し、平成 10 年 6 月 1 日より実施する。

3 平成 24 年 1 月 27 日に一部を改訂し、平成 24 年 2 月 1 日より実施する。

4 平成 29 年 1 月 30 日に一部を改訂し、平成 29 年 4 月 1 日より実施する。